平成２８年度和水町移住体験ツアー業務委託仕様書

1 目的

和水町への移住を促進するため、都市圏在住の方を対象に"なごみ"を体験するツアーを開催し、和水町の魅力の発信や移住への動機付けを図る。

2 委託期間

契約締結の日から平成２８年９月３０日まで

3 業務概要

次に掲げる移住体験ツアーを実施する。

（1）"なごみ"魅力体験ツアー（仮称）

関東圏などの都市圏に住む田舎での余裕のある暮らしへの憧れを持つ人やセカンドライフの過ごし方を模索している人など、まだ移住に対して具体的なイメージを持たない人を対象に、和水町内見学、空家バンク登録物件の見学などを通じて、和水町の自然、文化、食など優れた資源を提示しながら和水町で暮らす具体的なイメージを持っていただき、移住という選択へつなげていくことを目的とする。

（2）移住体験ツアーの日程

平成２８年９月１０日（土）～平成２８年９月１２日（月）まで

※航空機を利用する参加者は、羽田空港集合・解散とする。その他の参加者については、和水町役場集合・解散とする。

（3）移住体験ツアールート

別紙１の行程例による

（4）ツアー共通事項

① 参加者の募集、申込の受付、旅行契約の締結、参加者負担の徴収を行うこと。

② ツアー行程に係る企画・調整・手配・運営を行うこと。

③ 阿蘇くまもと空港から及び福岡空港までは受託者職員が必ず同行すること。

4 成果品

ツアー実施中の参加者からツアーの感想、和水町への定住・交流に関する意見、ニーズ等についてのアンケート調査の結果。また写真による記録。

5 その他

（1）成果品についての権利は、和水町に帰属する。

（2）本仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項について別途協議する。

（3）プロポーザルは、最良の提案をした者を選定するものであるため、仕様の内容は、提案された内容を基本とし、プロポーザルにおいて選定された者と和水町が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で、和水町財務規則外関係法令の規定に基づき契約手続きを行う。

（4）契約締結後、速やかに実施計画及び実施体制表を作成し、和水町に提出すること。

また、業務の実施にあたっては、和水町と十分協議した上で行うこと。

（別紙１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| "なごみ"魅力体験ツアー（仮称）時間 | 内容（）内は移動手段等 | 場所等の例 |
| １日目 | １０時４５分１１時２０分１３時００分１４時１５分１５時４５分１７時３０分１９時００分２１時００分 | 【阿蘇くまもと空港に到着】受付（1）阿蘇くまもと空港出発（貸切バス）（2）和水町へ（貸切バス）（3）昼食（4）移住者宅訪問（5）町内見学（貸切バス）（6）ホテルチェックイン（7）夕食・オリエンテーション（8）ホテル | 阿蘇くまもと空港和水町内菊水エリア和水町内 |
| ２日目 | 　７時００分～８時１５分　８時３０分９時３０分１１時００分１２時１５分１４時００分１５時３０分 | （1）提案項目①（2）朝食（3）自由行動（4）提案項目②（5）昼食（6）ショートフィルム上映会（7）八千代座公演　　　夕食各自 | 和水町内中央公民館山鹿市和水町内 |
| ３日目 | ８時００分９時００分～１１時３０分１２時３０分１３時３０分１５時００分発 | （1）朝食（2）記念撮影町内見学　　 移住者宅訪問（3）昼食（4）帰路（5）福岡空港（6）羽田空港第１ターミナル | 和水町内三加和エリア和水町内 |

※当該行程は、委託者の考え方を示すために、一例として示したものであり、移動手段及びツアー内容等については、受託者による企画提案を尊重し、委託者・受託者双方の協議の上で決定する。

（別紙2）

ツアーを受注した旅行代理店への条件等

1)　上記表（別紙1）の例は委託者の考え方を示すために、一例として示したものであり、移動手段及びツアー内容等については、受託者による企画提案を尊重し、委託者・受託者双方の協議の上で決定するが、おおむね以下の旅行代金総額内とすること。

・１名あたり料金総額１００，０００円程度（消費税込）

2)　２泊３日朝食２回、昼食３回、夕食２回とすること。ただし、旅行代理店の提案により変更可とする。

3)　宿泊は、町内の宿泊施設とする。

4)　ツアー実施中、夕食の際に、ツアー参加者と地元住民（既移住者を含む）との交流の場を設ける。当該経費については、委託料に含めて差し支えない。

5)　ツアー実施中、参加者からツアーの感想、和水町への定住・交流に関する意見、ニーズ等についてアンケート調査を行うこと。また、写真による記録を行うこと。

6)　日程の設定は、指定日に実施すること。

7)　ツアーを造成したのち、ツアー募集に必要なチラシ等を受託者の負担で製作・印刷等を行い、ツアーのプロモーションに務めること。当該経費については、委託料に含めて差し支えない。

ツアーの最小催行人数は受託者による企画提案を尊重し、委託者・受託者双方の協議の上で決定するが、仮に募集したツアーが期限を過ぎて最小催行人数を下回った場合に受託者は、残された委託期間中において可能な限りツアーを再造成し募集すること。その費用については、受託者の負担とする。

8)　募集人員は15名を限度とするが、予算の範囲内であれば、増員は可とする。

　　参加者1名あたりの負担金を30,000円（消費税込）とする。

9)　ツアー参加者が定員に満たない場合は、ツアー日時の変更は行わず開催しない。この

場合の委託料の支払いについては、実績に応じた精算払いとする。

10)　ツアーの名称については、受託者の企画提案を尊重し、委託者・受託者双方の協議の上で決定する。

11)　和水町内の公共施設については、受託者からの要請により委託者が手配等を行うが、それ以外については受託者が責任をもって手配等を行うこと。